平成25年度巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(第3回)

中部地方環境事務所における大規模災害時の災害廃棄物対策

平成25年11月29日

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 小岩 真之

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

中部地方環境事務所の紹介

平成17年10月に全国7ヶ所に設置された環境省の地方支分部局の一つ

【管轄区域】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県

※新潟県、群馬県の一部(国立公園等の特例)

【主な業務】

- 1. 廃棄物・リサイクル対策
- 〇廃棄物の不法輸出入の撲滅に向けた取組
- 〇廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進
- 〇リサイクル対策の推進
- 〇3R·地域循環圏形成の推進
- 〇大規模災害廃棄物への対応
- 2. 環境保全対策
- 〇地球温暖化対策の推進
- 〇環境教育の振興・環境保全活動の推進
- 〇水・大気・土壌等の環境管理、石綿健康被害救済
- 〇環境影響評価の適切な実施
- 3. 自然環境の保全と整備
- 〇国立公園の管理
- ○自然とのふれあい・エコツーリズム
- 〇自然再生事業
- 4. 野生生物の保護管理
- 〇希少野生動植物の保護
- 〇野生鳥獣の保護管理
- 〇外来生物対策



1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

東日本大震災の災害廃棄物広域処理にご協力いただいた自治体(中部地方環境事務所が連絡調整を行った自治体)

受入側		搬出元	受入 対象物	受入期間	受入量(トン)
	高岡市	岩手県山田町	可燃物	H25. 4~H25. 7	約 520
富山県	新川広域圏※1	岩手県山田町	可燃物	H25. 5∼H25. 8	約 310
	富山広域圏※2	岩手県山田町	可燃物	H25. 6∼H25. 7	約 430
元 1111月	金沢市	岩手県宮古地区	漁具·漁網	H24. 12~H25. 10	約1,900
石川県 	輪島市	岩手県宮古地区	可燃物	H24. 12	約7
福井県	敦賀市	岩手県大槌町	木くず	Н24. 10	% 5
	高浜町	岩手県大槌町	木くず	Н24. 11	約6
静岡県※3	島田市	岩手県山田町	木くず	H24. 5∼H25. 3	約 630
	裾野市	岩手県山田町	木くず	H24. 10~H25. 3	約 84
	浜松市	岩手県山田町・大槌町	木くず	H24. 10~H25. 3	約1,300
	静岡市	岩手県山田町·大槌町	木くず	H24. 10~H25. 2	約1,100
	富士市	岩手県山田町	木くず	H25. 2	約 49

^{※1} 新川広域圏事務組合:魚津市、黒部市、入善町、朝日町で構成

^{※2} 富山地区広域圏事務組合:富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村で構成

^{※3} 静岡県は関東地方環境事務所の管轄となるが、東日本大震災の広域処理は中部地方環境事務所で対応

ご協力いただいた自治体等からの主な声

- 〇自治体の首長が政治生命を賭けてボランタリーに協力するのではなく、平常時から 広域処理について国が主導して調整しておくべき。
- ○個別の自治体毎に調整するのではなく、市町村会等を活用して調整することも有効。
- 〇住民の安心確保、風評被害防止のため、処理中はもちろん、終了後も一定期間、環境モニタリングの支援、国民に対する分かりやすい情報提供を継続して欲しい。
- ○国や専門家の科学的・合理的な説明だけでは合意形成が進まない場合もあり、住民 の理解や安心を得るための説明方法、合意形成手法について検討が必要。
- (意見に丁寧に答えるため説明会を長時間開く、自治会毎にきめ細かい説明会を多数 開くなどの工夫・模索を多くの自治体が行っていた。)
- 〇今回の広域処理の事例を検証・整理し、今後に活かしていくべき。
- → <u>中部地方環境事務所としては、多大な困難の中、ご協力や真摯なご検討をいただい</u> た自治体・民間団体・市民の皆様に対して、正当な評価・感謝を示し、継続的に支援し ていくことが必要不可欠と考えています。

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会開催の背景

H7 阪神淡路大震災

H16 集中豪雨·台風

H23 東日本大震災

H23東海·東南海·南海地震対策中部圏戦略会議 【事務局:中部地方整備局】

H23中部圏地震防災基本戦略(中間とりまとめ) 優先的に取り組む連携課題①~⑩

⑨大量の災害廃棄物の発生を想定した広域 連携体制の整備

H25中部圏地震防災基本戦略(最終とりまとめ)

【環境省】

H10震災廃棄物対策指針(旧厚生省) →自治体の震災廃棄物処理計画策定を促進

H17水害廃棄物対策指針の策定

→自治体の水害廃棄物処理計画策定を促進

H23…東日本大震災災害廃棄物処理の対応 本省:財政支援、法整備、指針策定等 地方事務所:広域処理の調整等

H24…「災害廃棄物対策指針」の策定検討



H24大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会 【幹事:中部地方環境事務所】

H25災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会(以下、「連絡会」)の開催

【目的】大規模災害時の廃棄物処理のあり方に関する情報共有・必要な対応の検討

【参加者】

5県:愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

8市:名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、岐阜市、四日市市、静岡市、浜松市

民間団体:愛知県産業廃棄物協会、中部経済連合会

有識者:(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター研究調整主幹 高田光康

国の地方機関:中部地方環境事務所(幹事)、中部地方整備局、東海財務局(第3回のみ)

【主な内容】

- (1)行政間の連携に関すること
- (2) 行政と事業者等の連携に関すること
- (3)各自治体において準備しておくことが適当な事項に関すること

【開催経緯】

平成24年3月	第1回	各参加者の現状の取組に関する情報共有	
9月	第2回	「南海トラフ巨大地震被害想定」の紹介 「中部圏地震防災基本戦略(最終取りまとめ)案」の紹介 連絡会の「取りまとめ(素案)」に関する意見交換	
平成25年3月	第3回	「災害廃棄物対策指針(改定案)」に関する意見交換 「中部圏地震防災基本戦略(最終取りまとめ)」及び今後の紹介 各自治体の検討状況に関する情報交換 国有財産の災害発生時における活用について紹介 連絡会の「取りまとめ(案)」に関する意見交換	10

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ(全体像)

現状把握

広域的大規模災害への備え として検討しておくべき事項

今後の方向性

協力協定等 の締結状況 広域的連携体制の整備 ;協議・連携・連絡体制

連携体制の更なる構築

混乱の回避 迅速・適切な対応

仮置場候補地の 検討・選定状況

過去の事例調査

法整備

仮置場等の確保

災害予防時からの 連絡・連携体制の 構築

処理の円滑な実施 ↓ 復旧・復興の加速

中間処理・ 最終処分施設 の能力・容量

各自治体において 準備しておくべき事項 仮置場候補の確保

環境負荷の低減 ↓ 住民生活への 影響の最小化

震災廃棄物処 理計画の策定 状況等

仮置場等の確保

災害廃棄物処理 計画の策定

発生量の推計

災害廃棄物処理計 画の策定/発生量推 計に係る取組支援

現状把握(H25.3 第3回連絡会時点)

協力協定等の締結状況

- 〇連絡会参加自治体と近隣自治体、民間団体等との災害時の協力協定の状況を共有。
- ○「取りまとめ」では協定数の記載のみだが、連絡会では協定書の写しも共有。

仮置場候補地の検討・選定状況

- 〇「取りまとめ」では定性的な記載のみだが、連絡会では面積、場所等も共有。 場所の例:運動場、公園、埋立処分場、クリーンセンター、埋立地、高架下など
- ※参加自治体の具体的な検討の参考となる詳細な情報を連絡会で共有することで、協力協定の締結、仮置場候補地の検討・選定が進むことを期待。

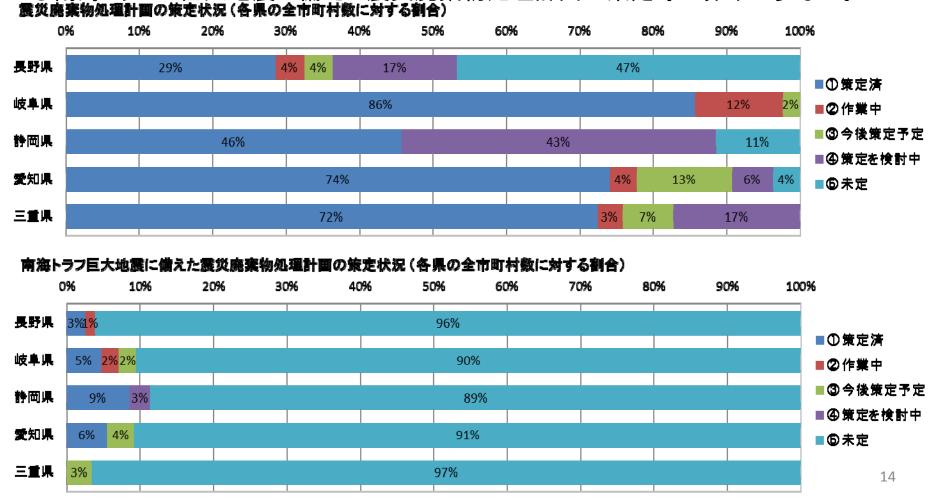
中間処理・最終処分施設の能力・容量

- 〇環境省の平成22年度一般廃棄物処理実態調査の結果から確認した量を共有。
- ※南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物の量と中間処理・最終処分施設の能力・容量との比較検証等は行っておらず、今後の課題。

現状把握(H25.3 第3回連絡会時点)

震災廃棄物処理計画の策定状況等

〇参加自治体の計画の策定状況、計画の改定予定、計画の記載項目、災害廃棄物の発生量の推計方法等を共有。



広域的大規模災害への備えとして検討しておくべき事項

広域的連携体制の整備:協議・連携・連絡体制

- 〇平常時の都道府県間の協議の場の開催は、国が担うべき。
- 〇災害時に協議会を設置する際は、効果的に調整事務の中心を担う組織が必要。
- ○国・県・市町村間での担当部署、担当者との連絡体制を明らかにしておくことが必要。
- 〇広域的な体制整備のための協定等を生かす総合的な調整役を国や県が担うべき。
- ○包括的な協定では具体的な応援要請及び調整をどのように行うのか不明確。
- 〇民間団体との連携が特に重要。
- 〇平常時において情報伝達訓練等を実施することが必要。

仮置場等の確保

〇仮置場等の確保にあたり、国有地の利用に関する考え方を整理すべき。

過去の事例調査

〇過去の災害の広域処理について、事前の体制整備の状況、調整・実施の方法、課題等 について情報共有が必要。

法整備

〇迅速な対応ができるような法整備が必要。

各自治体において準備しておくべき事項

仮置場等の確保

〇仮置場等(一次仮置場・二次仮置場(破砕選別・焼却))の確保にあたり、国の積極的な 関与、強力なリーダーシップが必要。

災害廃棄物処理計画の策定

- 〇最大規模の災害を想定した、全市町村の災害廃棄物処理計画の策定が必要。
- <計画・マニュアルに盛り込むべきもの>
 - ・処理体制(施設の耐震化、仮置場の選定、収集運搬処理体制、最終処分先等)
 - ・組織の役割の詳細とその担当者
 - ・市町村間及び都道府県間等の応援要請と調整の方法等

今後の方向性(下線部は既に実施済み又は実施中)

連携体制の更なる構築

- ○協定の内容の見直し・新たな締結も含めて、連携体制の更なる構築を推進
- ※今後も、連絡会で協定書の写し等を共有し、参考としていただく予定。

災害予防時からの連絡・連携体制の構築

- 〇<u>連絡会の参加機関(の担当窓口)をメンバーとする連絡先名簿(部署名・担当者名・電</u> 話番号(携帯電話・衛星電話含む)・FAX番号・メールアドレス)を共有。
- 〇参加機関以外の市町村との情報共有・連絡調整については、各県を通じて実施。
- <情報共有・連絡調整の内容は以下を想定(下線部は既に実施中)>

【平常時】連絡先名簿、利用可能な国有地リスト、各自治体の取組、情報伝達訓練等

【災害時】被災状況、収集運搬体制、発生量推計のための情報、広域支援要請等

※連絡会の情報伝達訓練実施の可能性については今後検討したい。

今後の方向性(下線部は既に実施済み又は実施中)

仮置場候補の確保

○平常時から、利用可能な国有地リストを定期的に情報共有。

(毎月1回、東海財務局→中部地方環境事務所→連絡会参加者にメールで送付)

災害廃棄物処理計画の策定/発生量推計に係る取組支援

- 〇大規模災害に対する各自治体の検討・取組状況等について情報共有。
- ○「災害廃棄物対策指針」策定の進捗状況・結果などの参考情報を適宜、情報共有

法整備について

- 〇産廃処理施設について、災害時に限るという限定付きで一般廃棄物の許可を出すな どの法整備ができないか。
- ※廃掃法15条の2の5の規定により、産廃処理施設において同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に 届出を行うことで一廃処理施設として設置できる規定あり。
- 〇災害時の特例措置、通達等については、平常時から準備しておくべき。

国が策定する指針等について

- 〇発災後の市町村、都道府県、国の動きを明確にしておくべき。
- 〇発災後は忙しいので指針等を国向け、市町村向けと分けるのではなく、一つにまとめるべき。
- 〇処理困難物(廃家電、有害廃棄物)の窓口を事前に決めて指針等で明示すべき。
- 〇事前にどのようなことを決めておくべきか、どのようなことを決めておかなかったから 困ったかを明示して欲しい。
- 〇各省庁の財政支援メニューをまとめて示して欲しい。
- ○災害廃棄物処理のモデル事例を示してほしい。

広域的連携について

- ○大規模災害では被害が広域になるので、遠隔地の自治体等との協力関係の構築も 必要。
- 〇大規模災害では協定当事者も被災することになるので実効性の検証が必要。

仮置場・処理処分場等の整備について

- 〇仮置場について、国有地、県有地に加え、企業の所有地なども含めた検討が必要。
- 〇河川敷を仮置場として活用できるよう国、県で検討してほしい。
- ○仮置場を設ける場合の法的規制の解除などの手続が簡易にできるよう事前準備・合 意形成をすべき。
- 〇災害用オープンスペースについて、レスキュー拠点、仮置場などが取り合いになるのではないか。
- ○仮置場だけでなく、中間処理場などの設置が必要となる。縦割りを排してそれらに優 先的に使えるよう国の関与が必要。
- 〇公共が関与した中部圏全体に関わる広域最終処分場の整備が必要。
- 〇静脈系物流の強化、耐震化、ゆとり空間等の計画を推進すべき。

人材育成・人的支援について

- ○家屋解体、自動車・船舶の撤去等の契約については建築の知識をもった者が必要となるが、本来業務も多忙となるため、人材が足りなくなる。他自治体からの人的支援が必要。
- 〇ごみ、し尿処理を全て、ほとんど委託している自治体もあり、実態把握と災害廃棄物 処理の人材育成が必要。

補助金・交付金について

- 〇災害補助申請に必要となる写真、書類の詳細について、事前に示して欲しい。災害 発生時は多忙であり、多くの記録を残せない。申請に当たって必要最小限の記録にと どめてほしい。
- 〇災害廃棄物の受入を加味した能力の大きい廃棄物処理施設の設置やリスク分散の ための複数箇所での設置等について対応できるよう循環型社会形成推進交付金制 度を改善して欲しい。

国、県、市町村の役割分担について

- ○被災により事務処理不能となった市町村については国、県で計画立案すべき。
- 〇一方で、県に委託した市町村が思考停止にならないようにする必要もある。

有害廃棄物等について

- ○津波被害を想定し、災害時の有害廃棄物の保管基準の見直しが必要ではないか。
- 〇アスベスト等、リサイクルできない材料の使用建物、使用部位の事前調査が必要。
- 〇アスベストが混入した建物の安全かつ経済的な処理方法の検討が今後も必要。

し尿処理について

- ○仮設便所が足りない。
- 〇仮設便所には限りがあり、より簡易なトイレや衛生的な汚物処理方法の検討が必要。
- 〇避難所から排出されるし尿が含まれる廃棄物は水分量、塩分量が多く処理が困難。 そのような多量の廃棄物の処理方法を教えて欲しい。

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

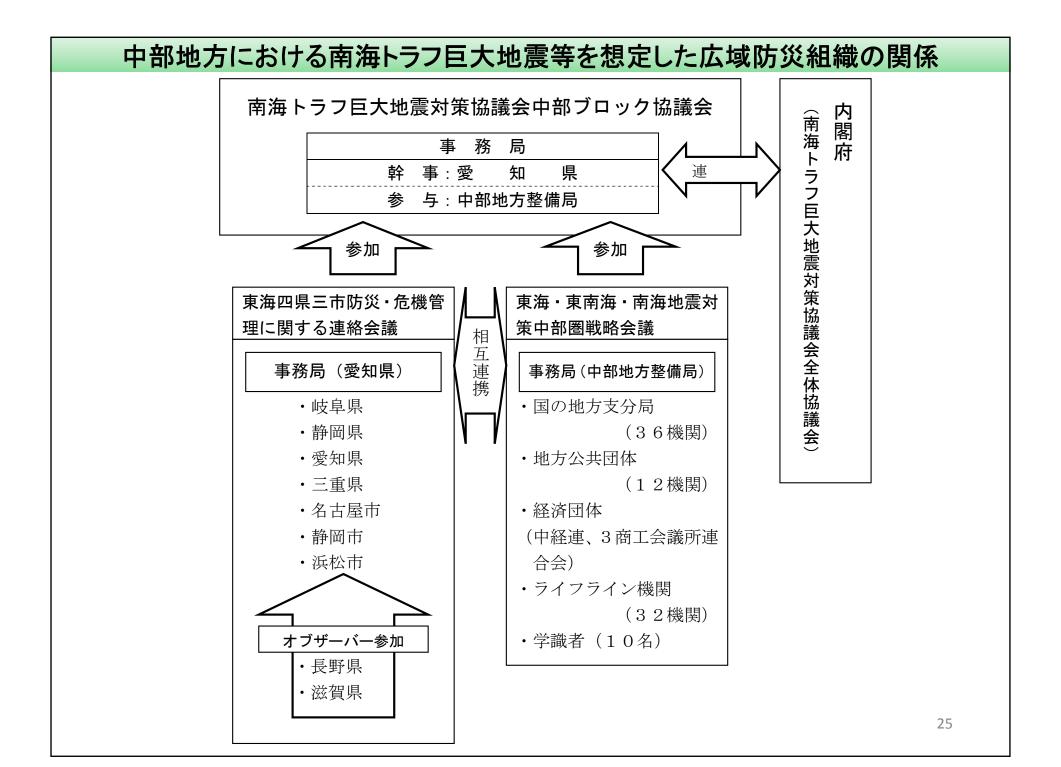
3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織の主な経緯

平成14年 1月	東海四県一市地震防災に関する連絡会議設置(岐阜、静岡、愛知、三重、名古屋)
平成22年11月	東海四県一市防災・危機管理に関する連絡会議設置
平成23年 5月	東海四県一市及び東海四大学連携シンポジウム (四大学:岐阜大学・静岡大学・名古屋大学・三重大学)
10月	東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設立 (国の地方支分局、地方公共団体、経済団体、ライフライン機関、学識者)
10月	東海四県三市防災・危機管理に関する連絡会議設置(静岡市、浜松市加入)
11月	東海四県三市連携<11月5日「津波防災の日」>シンポジウム
12月	中部圏地震防災基本戦略【中間取りまとめ】公表
平成24年 3月	中部戦略会議 地震・津波防災訓練
3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会第1回開催
5月	東海四県三市及び東海四大学連携シンポジウム
7月	南海トラフ巨大地震対策協議会中部ブロック協議会第1回開催
9月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会第2回開催
11月	中部圏地震防災基本戦略【最終とりまとめ】公表
平成25年 2月	南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携訓練
3月	大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会第3回開催、「取りまとめ」
9月	南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携防災訓練



中部・東海地方における防災関連地方組織の管轄範囲のイメージ※

※各組織のHP等を参考に作成したものであり、各組織に詳細を確認したものではないことに留意。

	滋賀	三重	岐阜	愛知	静岡	長野	福井	石川	富山
地方環境事務所	近畿	中部	中部	中部	関東	中部	中部	中部	中部
大規模災害時の 廃棄物処理に関 する連絡会	ı	0	0	0	0	0	ı	_	-
南海トラフ巨大 地震対策協議会	中部近畿	中部近畿	中部	中部	中部	中部	1	_	_
東海·東南海·南 海地震対策中部 圏戦略会議		0	0	0	0	0			
東海四県三市防 災・危機管理に 関する連絡会議	オブザーハー	0	0	0	0	オブザー			
地方整備局	中部 ^{*1} 近畿	中部 ^{*2} 近畿	中部*3 北陸 近畿	中部	中部*4	中部*5 関東 北陸	北陸 近畿	北陸	北陸
財務局	近畿	東海	東海	東海	東海	関東	北陸	北陸	北陸
経済産業局	近畿	中部	中部	中部	関東	関東	近畿	中部	中部

^{*1}木曽川流域のみ、*2木津川・熊野川流域を除く、*3神通川・庄川・九頭竜川流域を除く、

^{*4}富士川・酒匂川・千歳川流域を除く、*5天竜川・矢作川・木曽川流域・R19・R153・R474のみ

中部・東海地方における防災関連地方組織の管轄範囲のイメージ※

※各組織のHP等を参考に作成したものであり、各組織に詳細を確認したものではないことに留意。

	滋賀	三重	岐阜	愛知	静岡	長野	福井	石川	富山
地方環境事務所 (再掲)	近畿	中部	中部	中部	関東	中部	中部	中部	中部
運輸局	近畿	中部	中	中部	中部	北陸 信越	中部	北陸 信越	北陸 信越
管区海上保安本部	第五	第四	第四	第四	第三	第九	第八	第九	第九
農政局	近畿	東海	東海	東海	関東	関東	北陸	北陸	北陸
森林管理局	近畿 中国	近畿 中国	中部	中部	関東	中部	近畿 中国	近畿 中国	中部
管区警察局	近畿	中部	中部	中部	関東	関東	中部	中部	中部
陸上自衛隊	第3 師団	第10 師団	第10 師団	第10 師団	第1 師団	第12 旅団	第10 師団	第10 師団	第10 師団

- ○中部・東海地方の防災関連地方組織の管轄範囲は多様。
- 〇平常時から、中部地方環境事務所管内を中心に他の防災関連地方組織との連絡体制を構築しておく ことが必要。また、地方環境事務所間の連絡体制も重要ではないか。
- 〇災害時に、他の防災関連地方組織との連絡調整を円滑に進めるため、想定される被害の範囲によっては、中部地方環境事務所の管轄範囲にとらわれずに柔軟に対応する必要も生じるのではないか。
- ○発災後は、実際の被害範囲や事務所の被災状況に応じて、臨機応変に地方環境事務所の管轄範囲 <u>を決めたり、事務所間で人員の融通を図っていく必要も生じるのではないか。</u>

1. 中部地方環境事務所の紹介

2. 東日本大震災の災害廃棄物広域処理への対応

3. 大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会

4. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備に係る取りまとめ

5. 中部地方における南海トラフ巨大地震等を想定した広域防災組織

今後に向けて(連絡会)

- 〇「取りまとめ」の今後の方向性に沿って、連絡会の開催・メール等により、災害廃棄物 対策をさらに具体化するとともに、きめ細かい情報の共有を緊密に図っていく。
- 〇連絡会等で寄せられた意見等について環境省本省と共有し、本省における各種検討 の参考としていただくとともに、本省の各種検討の成果を連絡会で共有していく。
- 〇旅費等が確保できれば、過去の大規模災害の最前線で活躍した実務者・専門家を招いた研修会を開催するなど、連絡会メンバー等の人材育成を図りたい。
- 〇環境省本省の各種検討の成果を踏まえて、必要があれば連絡会のあり方、メンバー 構成等について見直したい。

今後に向けて(その他)

- 〇地方環境事務所間での情報共有、緊急時の連絡体制の構築について、他の地方環 境事務所と相談していきたい。
- 〇他の防災関連組織との連絡体制を再検証し、円滑な連絡体制の構築について検討 したい。
- 〇大規模災害時の中部地方環境事務所のBCPについてとりまとめ中。 大地震後、事務所の入っている建物の継続使用が困難となることも想定される。
 - →現在、EPO中部※に一時移転して執務を継続することを検討。
- ※環境省中部環境パートナーシップオフィス (中部地方環境事務所から約900m)

ご静聴ありがとうございました。

<ホームページ>

東日本大震災の災害廃棄物に対する中部地方環境事務所の取組

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_7.html

災害廃棄物に対する中部地方環境事務所の取組

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html